

都市計画道路 対馬江大利線
事業概要

令和７年７月

大阪府枚方土木事務所

○ 位置図



○ 事業概要

(1) 目的

- ① 交通安全の確保を図ります。
- ② 道路ネットワークの強化を図ります。

(2) 都市計画決定

(計画決定) 昭和30年5月10日 建設省告示第640号	(変更決定) 昭和49年2月25日 大阪府告示第272号
(変更決定) 昭和33年3月31日 建設省告示第833号	(変更決定) 昭和57年1月27日 大阪府告示第119号
(変更決定) 昭和41年3月31日 建設省告示第1014号	(変更決定) 平成17年8月 9日 大阪府告示第1512号
(変更決定) 昭和44年5月23日 建設省告示第2871号	(変更決定) 平成27年12月7日 大阪府告示第1684号
(変更決定) 昭和45年8月17日 大阪府告示第1280号	

(3) 事業認可の概要

令和7年3月17日（近畿地方整備局告示第31号）

令和7年3月24日（大阪府告示第354号）

施行者 大阪府

都市計画事業の種類と名称

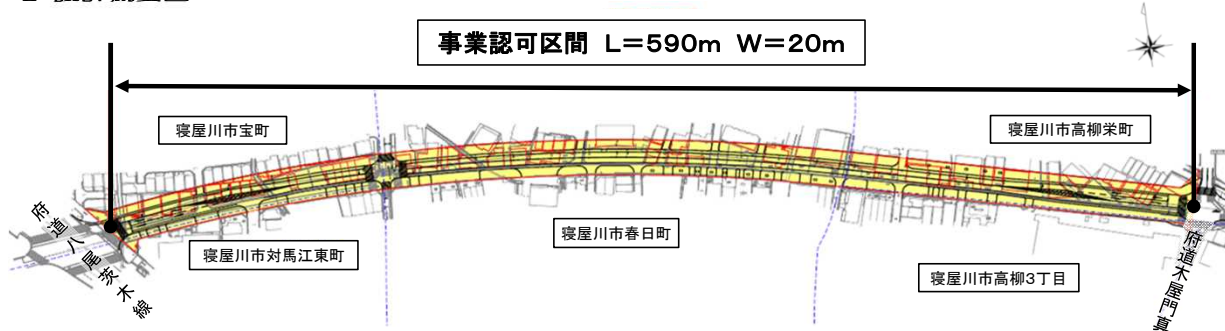
東部大阪都市計画道路事業3・4・215-4号 対馬江大利線

事業地 寝屋川市宝町、対馬江東町、春日町、高柳栄町及び高柳三丁目地内

事業概要 延長：590m 幅員：20m 車線数：2車線

認可期間 令和7年3月17日から令和15年3月31日まで

○ 設計概要図

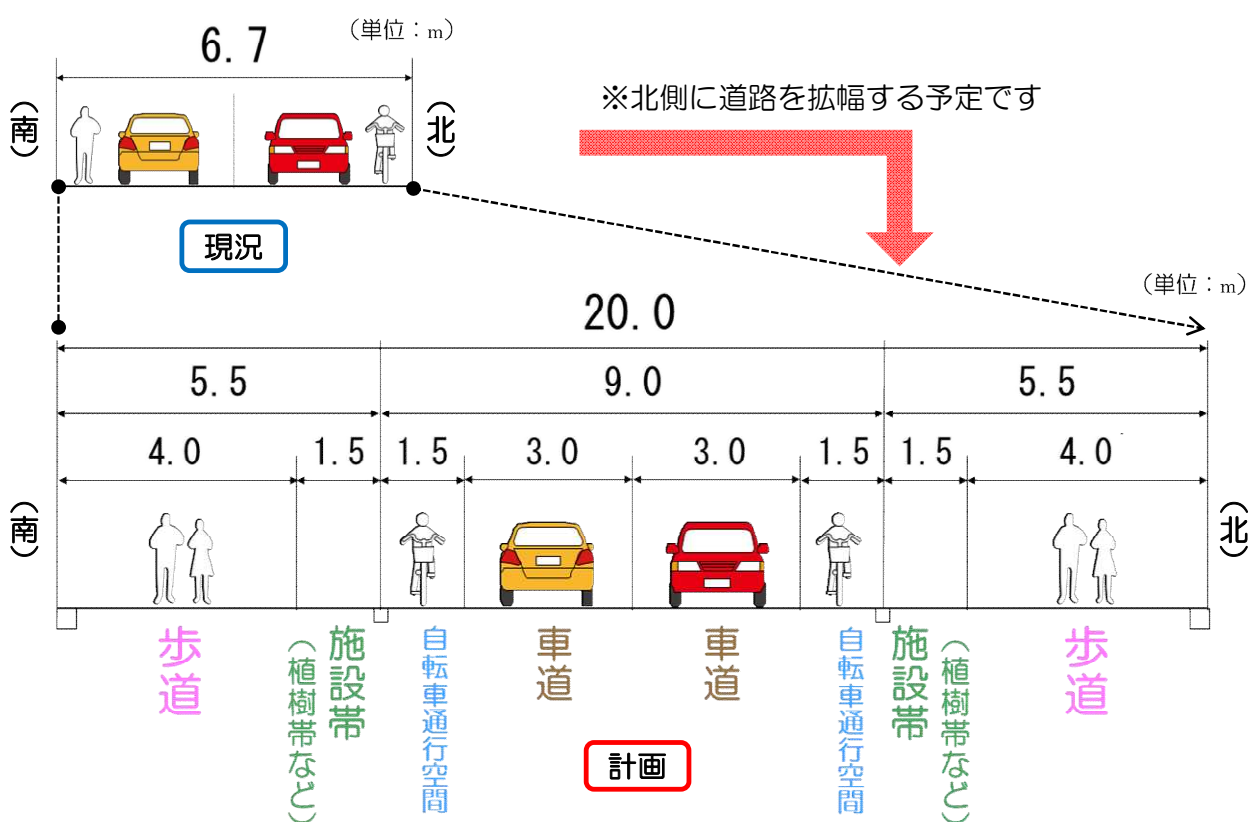


※事業区域はあくまでも目安です。

○ スケジュール（予定）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
測量及び設計									
物件調査/物件補償 物件移転									
電線共同溝整備工事 (地下埋設物(水道・ガス)含む)									
街路築造工事									

○ 標準断面イメージ図

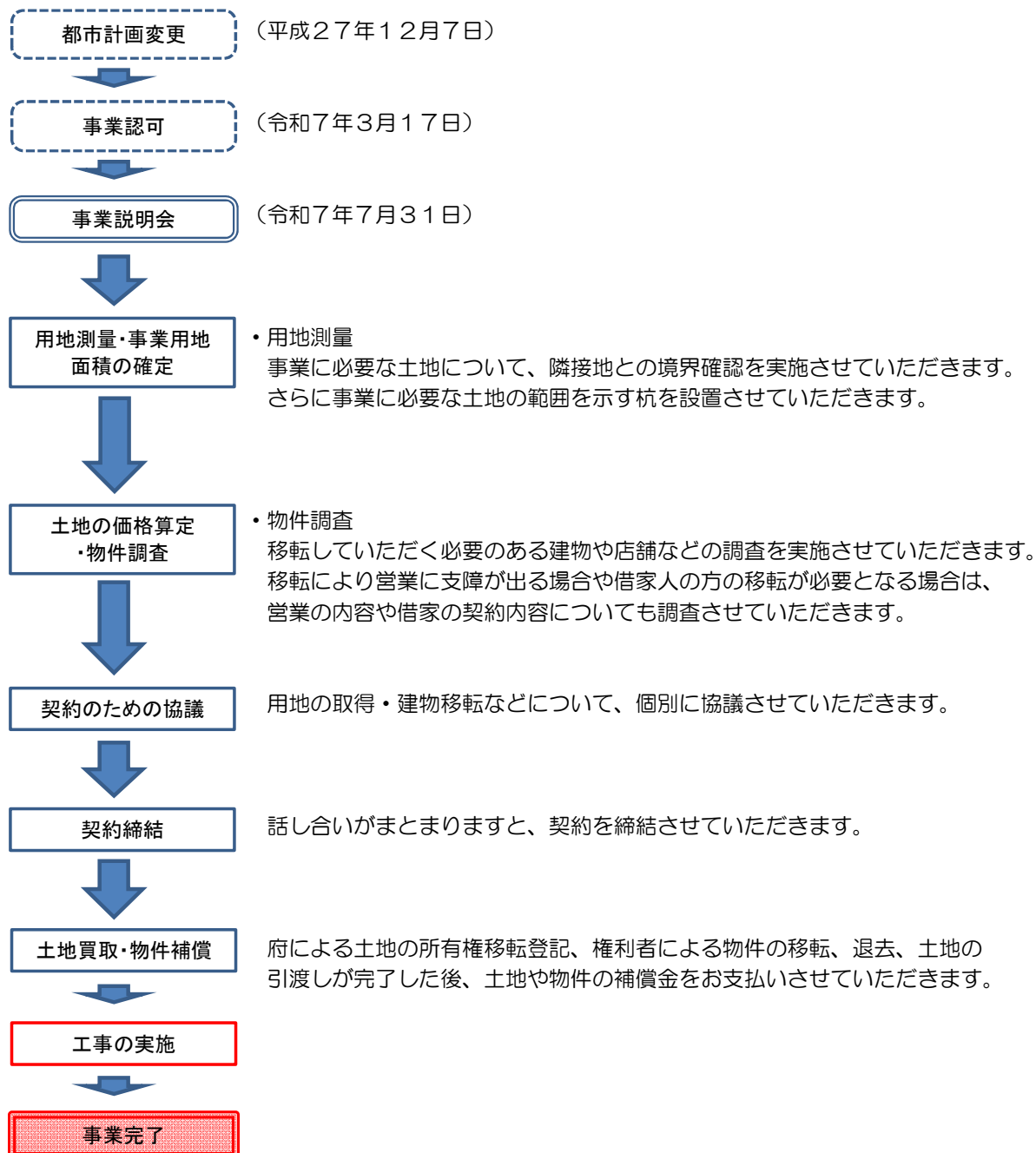


※断面はイメージであり、現地の状況等に応じて構成に変更が生じる可能性があります。

○ 事業認可（制限・制度等）

- ・ **建築等の制限**（都市計画法第65条）
事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等には許可が必要です。
- ・ **土地建物等の先買い**（都市計画法第67条）
事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は事前に大阪府へ届け出が必要です。
※届け出なく売買を行った場合などは、50万円以下の過料があります。（都市計画法第95条）
- ・ **土地の買取請求**（都市計画法第68条）
事業地内の土地では、大阪府に対して当該土地を時価で買い取る請求ができます。
- ・ **土地等の収用**（都市計画法第70条）
土地収用法に基づく収用権が付与されます。

○ 今後の作業の流れ



問合せ先

大阪府枚方土木事務所

【事業に関すること】 建設課 門真工区 TEL: 072-820-0851

【用地に関すること】 建設課 用地グループ TEL: 072-844-1331